

【記入例】※次ページの「(別紙2) 支出内訳書」と合わせてご覧ください。

(別紙3) 【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を記入してください。

収益納付に係る報告書

2019年7月31日付けをもって交付決定の通知がある実施期間内における事業化等の状況について、第25条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有	無
有	無
有	無

補助事業者が、以下①～③の前提で、収益納付対象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載例を記入しています。

<前提条件>

- ①補助対象経費で購入した機械装置(30万円)で原価等(対象外経費:22万円)をかけて、新商品を生産した。
- ②補助事業終了日までに50万円(C)を売り上げた。
- ③機械装置を購入したほか、新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円(B)であった。

(単位:円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)
新商品Aの製造・販売による販路開拓の実現	500,000円 (A)	750,000円 (B)	500,000円 (C)	500,000円 (C) - 220,000円 (製造原価等) = 280,000円 (D)	750,000円 (B) - 500,000円 (A) = 250,000円 (E)	(280,000円 (D)) - 250,000円 (E) × (500,000円 (A)) ÷ 750,000円 (B) = 20,000円 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~ 3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記欄への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙2の支出内訳書に記載の「(3) 補助金額」をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙2の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = 「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」
× 「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」 * 円未満切上げ

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。

【参考：「収益納付報告書」記入例との関連】

(別紙2)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：株式会社持続化商店
番 号： 99999

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	300,000
2. 広報費	450,000
3. 展示会等出展費	0
4. 旅費	0
5. 開発費	0
6. 資料購入費	0
7. 雑役務費	0
8. 借料	0
9. 専門家謝金	0
10. 専門家旅費	0
11. 車両購入費	0
12. 設備処分費	0
13. 委託費	0
14. 外注費	0
補助対象経費合計 (上記1.~14.の合計)	(B) 750,000
(1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額(円未満は切り捨て)	500,000
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	500,000
(3) 補助金額 (1)または(2)のいずれか低い額	(A) 500,000
(4) 収益納付額(控除される額)	(F) 20,000
交付を受ける補助金額(精算額) (3) - (4)	480,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。

(別紙3の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙3の納付額(F)を記入)

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。